No	質問	回答
1	①新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業のうち、要件を満たすのであれば、「障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業」と「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」を両方補助を受けることは可能か。 ②障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金(医療)」又は「介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業に係る補助金(介護)」と「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業に係る補助金(障害)」を対象品目を分けた上で、両方の補助を受けることは可能か。	①可能です。ただし、一方の事業の補助対象経費の算定に計上したものは、他方の事業の補助対象経費として計上(二重計上)はできませんのでご留意ください。 ②障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に「医療」又は「介護」の補助金が支給される場合は、当該補助金にて対応するため、対象品目を分けたとしても「障害」の補助金は受けることはできません。 →問7参照
2	障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
3	令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている施設・事業所が補助対象となるとのことだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた施設・事業所について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和 3 年10月から12月までの間に新規の指定を受けた施設・事業所については、当該
4	実施要綱別添3の「①障害福祉サービス施設・事業所等」の「対象経費」における「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」について、 ①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。 ②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ④発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよいか。	①お見込みのとおりです。 ②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、消毒液、ゴーグル、フェイスシールド等の消耗品を想定しています。 ③については、パーテーション及びパルスオキシメーターのみです。 ※体温計、空気清浄機、ゴミ箱、消毒液スタンド等は、感染症対策に要するものであっても対象外です。 ④納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば(見積もりのみは不可)、補助対象経費として差し支えありません。 ※令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金と比較し、補助対象経費は限られているのでご注意ください。
5	費用が確定していない段階における申請(概算による申請)は可能か。	本事業に要する費用が確定してから申請することを想定しています。 物品であれば、納品が完了し、費用が確定してから申請してください。
6	申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。	支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において適切に整備保管し (保存期限等は各都道府県のルールに則ってください)、都道府県等から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。
7	医療や介護と同一の施設・事業所か否かについては、どのような基準により判断すればよいか。	原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共用しているか否かで判断する。例えば、同一敷地内に生活介護事業所と介護保険法に基づく指定通所介護事業所がある場合で、設備及び備品等を共用していれば、いずれか一方のみへの申請となる。(※各サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準を参照)